

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会地域分会運営規程

平成 19 年 3 月 30 日制定
一部改正平成 24 年 3 月 14 日

第1条 この規程は、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会（以下協議会という）規約
第 6 条に基づく地域分会（以下分会という）の運営について必要な事項を定める。

第2条 分会の構成員は、その地域の県農林事務所、市町村、農業委員会、農業協同組合
と、岐阜県土地改良事業団体連合会とする。

第3条 分会に分会長及び副分会長を置く。

2. 分会長は、分会構成員の市町村から選出し、副分会長は、県農林事務所から選出する。
3. 分会長の属する市町村より、協議会幹事を選出する。

第4条 分会長は、分会の業務を総理する。副分会長は、分会の事務をつかさどり分会長
を補佐し分会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第5条 分会の経費は協議会経費をもってこれにあてるものとする。

第6条 分会は協議会と連絡協調して次の事業を行うものとする。

- (1) 当該分会管内の活動組織の状況把握及び活動組織への支援、指導に関すること。
- (2) その他協議会長が必要と認めた事業

附 則

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。